

令和7年度東京都福祉人材確保対策推進協議会運営協議会資料



東京都福祉人材センターの取り組み

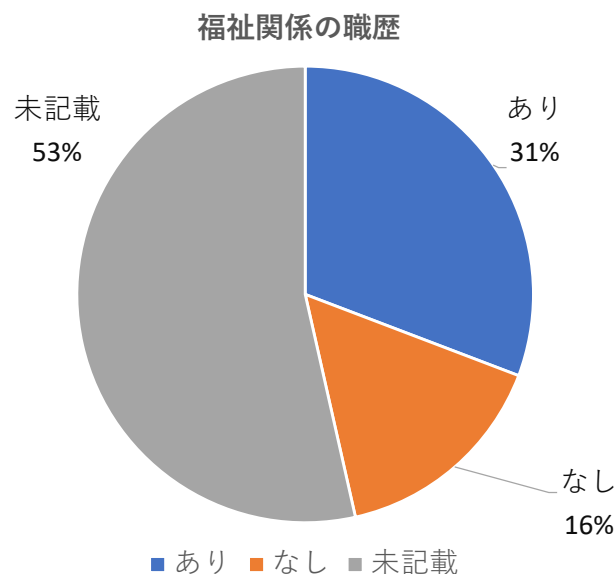
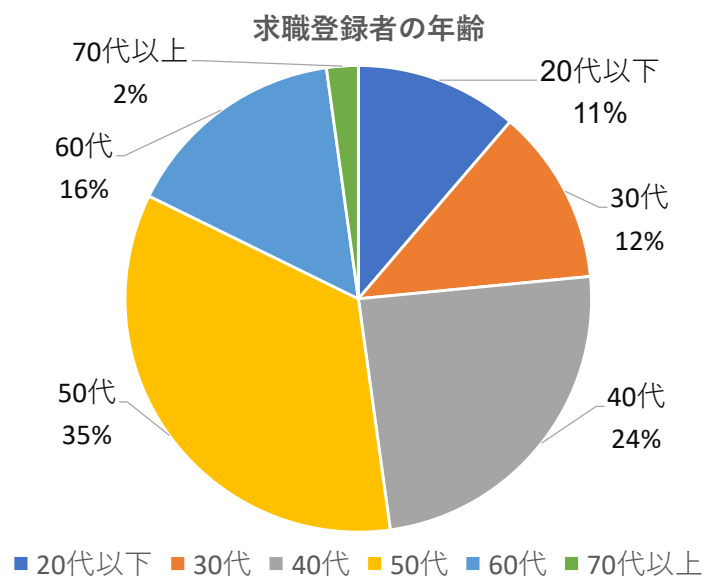
－令和7年度とくに取り組んでいく事項を中心に－

東京都福祉人材センターの概要

- 職業安定法に基づく無料職業紹介事業（厚生労働大臣許可）として、福祉の仕事の紹介・あっ旋を行っています
- 福祉の仕事の紹介・あっ旋だけでなく、資格取得や就職活動等の相談、面接の受け方等の助言、福祉の仕事の内容や魅力を伝えていくための各種セミナーや相談面接会等も実施しています
- 福祉人材のための資金貸付事業を実施しています
- 社会福祉事業従事者に対する研修を企画し実施しています

人材センターに求職登録した方々の主な属性

- 令和7年5月末現在、人材センターへの求職登録者（来所者及びインターネットからの登録者）は、682名です（多摩支所分は除きます）
- 年代別で見ると、40・50代の方の登録が多くを占めています（全体の6割近く）
- 回答頂いた求職者の中では、福祉関係の職歴が「ある方」が「ない方」を大きく上回っています



事業実施の主な成果（令和6年度実績）

○人材センター発行による紹介状やシステムの自主応募機能を活用して採用に至った方	56名
○人材センター事業を経て採用に至った方	1,162名
○人材センターにおける求職者からの相談対応件数（センターへの来所）	6,850件
○人材センター以外の場所での求職者からの相談対応件数（電話、センター以外の場所）	3,367件

事業展開にあたって、とくに意識していきたいこと

- 福祉（介護、保育）人材の不足は依然として深刻な状況にあります。とりわけ、福祉関係の資格を有しながら福祉事業所に就労していない方々（以下「潜在有資格者」という。）に対して、福祉事業所への就労を促進させていくことは福祉（介護、保育）人材の確保を図っていく上で引き続き重要な取り組みであると考えています
- また、福祉の仕事に未経験である方々に対し、いま一層、福祉の仕事の内容や魅力を伝えていく取り組み、その中において小中高校生など次世代の方々への情報提供も重要と考えています
- オンラインを活用した相談対応、情報提供や申請手続きについても促進を図るなど、求職者や事業利用者の更なる利便性向上に努めていきます
- 介護や保育だけではなく、福祉には様々な仕事があることを伝えていくことも人材センターの役割であると認識しています
- 東京都社会福祉協議会が運営主体であるという性格を活かし、関係する東京都社会福祉協議会会員組織、ハローワークや職能団体、養成施設をはじめとした関係団体等の皆様と連携を図りながら、事業を推進していきます

令和7年度にとくに重点と位置付けている事業

- （1）潜在有資格者への相談支援の強化
- （2）来所に抛らない相談機会の充実
- （3）次世代に向けた福祉の仕事の普及啓発
- （4）福祉人材のための資金貸付事業申請手続き等のオンライン化（DX化）



（１）潜在有資格者への相談支援の強化 & （２）来所に拠らない相談機会の充実

主な取り組み内容

1 潜在有資格者への相談支援の強化

【潜在有資格者】

介護福祉士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士又は准介護福祉士の資格を有する者のほか、実務者研修、初任者研修等を修了した者

- 人材センターに来所した潜在有資格者に、ふくむすび（東京都福祉人材情報バンクシステム）、介護福祉士や保育士に関するリスティング研修等に関する情報提供を行います。
- 人材センターに来所（またはオンライン等による相談）した潜在有資格者に、人材センターの就職支援アドバイザーによるマッチングを行います

2 来所に拠らない相談機会の充実

- 都内最大級の福祉系合同就職説明会「福祉の仕事就職フォーラム」は令和6年度に続いてオンラインにより開催していきます
- 自宅等の身近な場所から相談できるオンライン相談を引き続き実施していきます
- 区市町村社会福祉協議会等と連携した区市町村域での相談面接会を引き続き実施していきます（次ページ参照）
- ハローワーク等求職者が多く集まる場で相談員等が出向いての出張相談を引き続き実施していきます
- 業界横断的に開催される就職・転職フェアなどにおいて人材センターとしてブース出展し福祉の仕事のPRや相談対応をしていきます（新規事業）
- ハローワークや大学等が主催する場等において、福祉の仕事に関するセミナーや就職ガイダンスを引き続き実施していきます



参考事例①

区市町村社会福祉協議会、ハローワーク等と連携した福祉のしごと 相談・面接会（地域密着相談面接会）の開催

- 全都的イベント（就職フォーラム）とは別に、平成18年度から毎年度開催しています
- 人材センターと該当地域の区市町村社会福祉協議会が主催となり、管轄のハローワーク等の関係機関と連携して実施しています
- 近年は、各地域の社会福祉法人連絡会等と連携し、相談・面接会を実施している地域も増加しています
- 相談・面接会の開催により、地域住民に福祉業界の魅力を発信するとともに、区市町村社会福祉協議会と地域の福祉事業者が連携を図る機会となっています

【事業実施の成果】（令和6年度実績）

- 23地区で25回で開催
- 1258名（延べ人数）の方が相談面接会に参加し、ブース出展施設・事業所との面談等を通して138名の方が採用に至りました



「児童養護施設・自立援助ホームのお仕事 セミナー&合同就職説明会」の開催（令和7年2月9日開催）

高齢分野や障害分野を取り上げた就職イベントが多い中、東京都社会福祉協議会児童部会のご協力をいただき、社会的養護の分野の仕事を取り上げました

- 開催日時 令和7年2月9日（日）13時30分～16時30分
- 会場 ホテルエミシア東京立川 4階（立川市）
- 当日参加者 141名（そのうち全体の約4割は学生であった）
- 内容 ①ミニセミナー「児童養護施設・自立援助ホームの仕事とは」、②部会所属施設が参加しての就職説明会



中学生や高校生を対象とした普及啓発の取り組みを進めていきます

- 中学生や高校生を対象として、夏休みの期間に、介護や障害者施設等の福祉施設での職場体験事業（フクシを知ろう！ おしごと体験）を実施していきます
（体験期間は半日程度）
- 講師が学校へお伺いし、福祉の仕事やその魅力を伝える「学校訪問型セミナー」（フクシを知ろう！なんでもセミナー）を実施していきます
※講師は、各学校の要望に応じて、区市町村社会福祉協議会職員や福祉現場で働く職員、介護福祉士養成施設の職員等が務めます
- 小・中・高校の教員向けのセミナーを実施していきます
- 高校生向け保育の仕事 職場体験事業を引き続き実施していきます



参考事例②

保育分野では、高校生向け保育の仕事 職場体験事業を毎年度実施しています

- 1 実施期間（令和6年度実績）
令和6年7月22日から8月31日
- 2 受入れ保育園登録（令和6年度実績）
 - 登録承認保育園数 700施設
 - 体験受入あり保育園 443施設
- 3 体験参加申込者数（令和6年度実績）
 - 応募者 1268名の高校生（決定者は1260名）
 - 最終体験者 1174名の高校生



(4) 福祉人材のための資金貸付事業申請手続き等の オンライン化 (D X 化)

代表的な貸付資金

貸付資金名	主な対象要件	主な返還免除要件	主な貸付金額
介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金	介護福祉士・社会福祉士養成施設、又は保育士養成施設に在学し、養成施設卒業後に東京都の区域内において返還免除対象業務（又は保育士業務）に従事しようという意思を有する など	東京都内の指定施設に就職し、5年間継続して業務に従事	○月額：5万円以内×正規の修学期間 ○入学準備金：20万円以内 ○就職準備金：20万円以内 ○介護福祉士国家試験受験対策費 1年度あたり4万円以内
保育士修学資金	※保育士修学資金は都内在住、又は都内の保育士養成施設に在学であることも必要		○月額：5万円以内 (総額120万円以内) ○入学準備金：20万円以内 ○就職準備金：20万円以内

介護福祉士等 修学資金貸付制度のご案内

介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学する方に対し、無利子で修学資金の貸付けを行う制度です。
卒業後、東京都内で介護福祉士又は社会福祉士として行う業務（以下、「返還免除対象業務」という。）に
5年間継続して従事すれば **全額返還免除!** ※国家試験の受験が必要。

貸付内容

- 学費貸付: 5万円以内 (正規の修学期間)
- 入学準備金貸付: 20万円以内 (入学年度のみ)
- 就職準備金貸付: 20万円以内 (就職年度のみ)
- 生活費貸付: 4万円以内 (1年度あたり)

※国家試験受験対策費は別に貸付可能（別途要）。
※入学期間中に貸付が滞り込まないよう、入学前に必要書類を提出し、貸付開始の要請が必要。

対象者

介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学し、次の①～④をすべて満たす方

- 次のいずれかを満たしている
 - (ア) 東京都内に住所を有している (住民登録している)
 - (イ) 東京都内の養成施設に在学している
 - (ウ) 養成施設の学生となった年度の前年度に都内に住所を有して、養成施設での修学のため都内に転居した
- 介護福祉士養成施設に在学する方については、上記(ア)～(ウ)により、養成施設を卒業後に東京都内に在学して返還免除対象業務に従事しようとする意思がある
- 介護福祉士・社会福祉士として継続して5年以上返還免除対象業務に従事する意思がある
- 賃金保障制度に加入した旨がある

※賃金保障制度とは、中核的な介護職等として返還免除対象業務に従事する意図があり、国家試験受験対策費等の貸付けが必要と認められる

※他職種が実施する同様の修学資金を借りていない ※併用が認められない職種にもあります

返還免除

次のすべてを満たした場合、返還（返済）免除となります

- ① 養成施設卒業後、1年以内に
- ② 介護福祉士もしくは社会福祉士の国家試験に合格、資格登録をしたうえで、
- ③ 東京都内の指定施設に就職し、
- ④ 5年間（返還免除等での従事または中高年層職等の場合は3年間）継続して返還免除対象業務に従事

※要件を満たさない場合は全額返還（返済）となります

申込方法

入学予定または在学中の養成施設を通じて東京都福祉人材センターにお申込みください。お申込みには養成施設長の推薦が必要。

※介護福祉士養成施設への修学希望する生活保護受給世帯の高校生・大学生は、入学前申込を受け付けています。入学前申込を受けることができます。

お問い合わせ

＜申込に関すること＞ 在学する（入学予定の）養成施設
 ＜返還に関すること＞ 社会福祉法人東京都福祉人材センター 研修課
 電話：03-6361-1121（平日 9時～18時）※受付時間9時～18時
<https://www.tcwv.tcv.ac.jp/jssai/shikin1.html>
 [アソビ]で検索 → トップページ「あなたのために」から「福祉人材のための資金貸付事業」をクリック！

介護福祉士等修学資金の令和6年度貸付決定件数は323件（介護福祉士238件、社会福祉士85件）。
介護福祉士238件のうち外国人留学生が183件（介護福祉士修学資金決定者全体の7割以上）

D X 化の方向性

- 令和8年度の貸付申込者から、貸付申請からその後の各種連絡に至るまでを従前の紙媒体からオンラインにすべて変更していきます
 ※令和7年度は、新システムの設計・開発の期間となります
- 東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」との連携を図ります

期待される効果

- 貸付利用者の利便性の向上を図ります
- 人材センターにおける業務効率化およびペーパーレス化も進めていきます
- 東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」と連携することで、貸付利用者への従事開始後の福祉の施策や仕事についての定期的な情報提供等も行っていきます